

1. 特例制度の概要

認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得の特例について

平成24年8月の認定こども園法の改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられています。

新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、法律の施行後5年間は、幼稚園教諭免許状または保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができるとする経過措置を設けています（改正認定こども園法附則第5条）が、この5年間に所有していないもう一方の免許・資格を取得する必要があります。

このため、経過期間中の5年間（平成31年度末まで）は、保育士資格または幼稚園教諭免許状を有し、保育士または幼稚園教諭として3年かつ4,320時間以上勤務経験がある方を対象として、必要な単位数8単位を修得することにより、幼稚園教諭免許状および保育士資格の取得が可能となる特例を設け、免許・資格の併有を促進することとなっています。

*資格取得には、単位修得後平成32年3月までに、別途手続きを行う必要があります。

この手続きは、勤務に関する条件（3年かつ4,320時間以上）を満たしていない場合は行えません。

2. 受講対象者

- ・幼稚園教諭免許状所有者

3. 募集人数

50名（10名未満の場合、開講を見送る場合があります。）

4. 開講科目（1科目から受講可能）

科目	学習スタイル	取得単位
福祉と養護	自宅学習・レポート作成	2
相談支援	自宅学習・レポート作成	2
保健と食と栄養	自宅学習・レポート作成	2
乳児保育	自宅学習・レポート作成 スクーリング（面接授業）	2

5. 資料請求期間

1月末～2月上旬

・資料請求方法

官製ハガキ 又は、メール（アドレス recurrent@chiyoda.ac.jp）に

「保育士資格取得」と明記し

①郵便番号 ②住所 ③氏名(フリガナ) ④TEL ⑤勤務先 ⑥勤務先TEL
を記入し請求ください。「受講の手引き」を送付します。

6. 受講申込期間（消印有効）

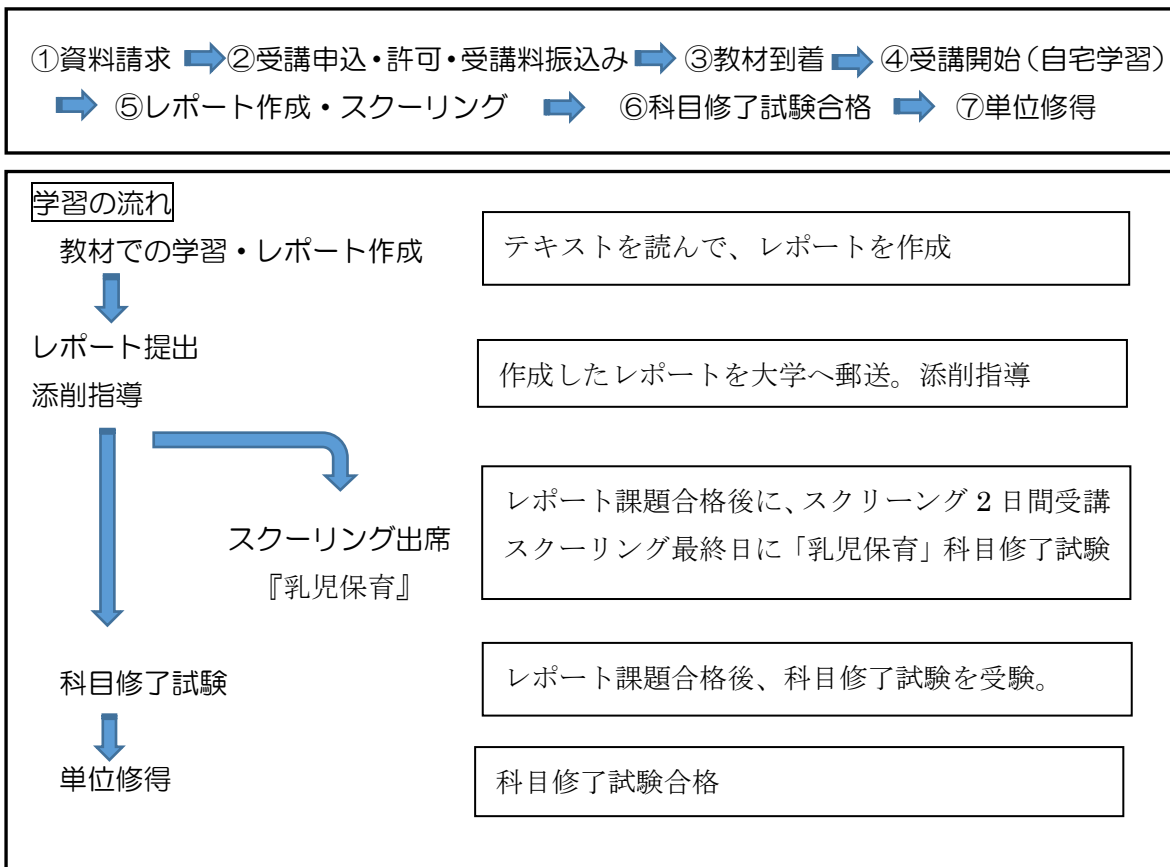
2月23日（金）まで

*今までに大学・養成校で修得済みの単位がある場合、受講科目が軽減される場合があります。本学の卒業生の方は、受講に必要な科目について、下記の期間、相談を受け付けます。他大学・他校の卒業生の方は、卒業された学校にお問い合わせください。

相談期間：2月1日（木）～2月9日（金）

7. 資料請求から受講、単位修得までの流れ

受講期間は1年間です。（最短6か月で修得できます。）



8. 受講料

科目	受講料 (テキスト代含む)
福祉と養護	¥12,000
相談支援	¥12,000
保健と食と栄養	¥12,000
乳児保育	¥20,000

9. 特例制度に関する情報

①厚生労働省 HP

<保育士資格取得の特例制度についての情報>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html

②文部科学省 HP

<幼稚園教諭免許状取得の特例制度についての情報>

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

10. 個人情報の取り扱い

受講者の個人情報は特例講座に係る業務のみに利用いたします。

11. 問い合わせ先

〒586-8511 大阪府河内長野市小山田町1685

大阪千代田短期大学 生涯学習センター 特例講座係

電話 0721-52-4141 (代表)

平日 月～金 9:00～17:00

FAX 0721-52-4747

メールアドレス recurrent@chiyoda.ac.jp